

マチニワイベント支援事業実施要項

1. 本事業の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光・飲食等の需要回復に向けた支援として、八戸まちなか広場 マチニワを会場とした飲食・物販を伴う一定規模以上のイベント開催を支援し、中心市街地をはじめとする地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2. 支援対象者

支援の対象となる方（以下「支援対象者」という）は、次に掲げる要件に該当する方とします。

- (1) 八戸市内で飲食・物販等を行う店舗又は事業所等を有し、恒常的な営業の実態があること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) イベントを完遂できると認められること。

3. 支援対象イベント

支援の対象となるイベント（以下「支援対象イベント」という）は、次の要件に該当するイベントとします。

- (1) 八戸まちなか広場マチニワで開催される飲食・物販を主とするイベントであること。
- (2) 上記支援対象者が3者以上の共同により開催するイベントであること。
- (3) 開催によって、来街者の増加や飲食・物販の消費等による地域経済への波及効果が見込まれるイベントであること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する国や県及び市の方針・要請等に従うとともに、必要な感染症対策を講じて行うイベントであること。
- (5) 不特定多数が参加できるイベントであること。
- (6) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるイベントでないこと。
- (7) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるイベントでないこと。
- (8) 政治活動又は宗教活動その他これらに類するイベントでないこと。
- (9) 原則としてマチニワ全面を使用して行うイベントであること。
- (10) その他支援対象イベントとして不適当であると認められないイベントであること。

4. 支援内容

施設使用料及び設備器具等使用料の全額免除

5. 支援対象期間

当該事業による支援の対象となるイベントは、令和4年5月2日（月）以降に八戸まちなか広場使用許可申請を行ったイベントで、かつ、令和4年5月28日（土）から令和5年3月31日（金）までの間に実施されるイベントを対象とします。

6. 申請

(1)申請者

マチニワイベント支援事業の申請者は、支援対象者またはイベント主催者となります。なお、マチニワイベント支援事業申請者と八戸まちなか広場 マチニワの使用許可申請者は同一としてください。

(2)申請手続き

- ・マチニワイベント支援事業によるイベントを実施する場合は「マチニワイベント支援事業実施申請書」の提出が必要です。
- ・マチニワイベント支援事業の申請をする場合は、事前に八戸まちなか広場(マチニワ)の使用許可申請を済ませてください。なお、申請する際は、備考欄に「マチニワイベント支援事業申請」と記入してください。
- ・マチニワイベント支援事業実施申請書は、八戸まちなか広場 マチニワの使用申請後、3日以内に下記の方法で提出してください。また、イベントを実施する希望日の20日前までに提出してください。
- ・申請書様式は八戸まちなか広場 マチニワホームページ(machiniwa8.jp)からダウンロードできます。

7. 提出方法

- ・提出する際は、メール又は八戸ポータルミュージアム事務室（4階）へ持参してください。
- ・メールで送信する際は、件名を「マチニワイベント支援事業実施申請」としてください。
- ・持参する場合は、八戸ポータルミュージアムの開館中(9:00～21:00)にお願いいたします。

8. 決定の通知

申請内容をもとに、支援対象イベントとしての可否を確認します。確認の結果は、別途通知いたします。対象となった場合は、後日「八戸まちなか広場使用料減免申請書」を提出していただきます。

9. 実施報告

イベント終了後は、開催状況のわかる資料（写真、広告物、イベント掲載記事等）を添えて実施報告書を完了の日から1か月以内に提出してください。

10. 決定の取消し

支援対象イベント及び支援対象者が支援の要件に合致しないと判明したときは、イベントの支援を取り消す場合があります。

11. その他条件

- ・イベントを実施する際に申請することができる使用期間の上限は、ひとつのイベントにつき連続した3日間とします。
- ・マチニワイイベント支援事業における支援対象事業者となれるのは、支援事業期間中2回までとします。なお、同一申請者の申請回数に制限はありません。
- ・イベントを実施する際は、積極的な広報活動により広く周知を図ってください。また、広報物・看板等で「マチニワイイベント支援事業」であることを明記してください。
- ・飲食を伴うイベントを実施する場合は、八戸市保健所（衛生課）へ事前の相談が必要です。期間に余裕をもって遅くともイベント実施日の1か月前までには事前相談するようにしてください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、イベントの中止を求める場合や持ち帰り限定など営業形態に条件を付す場合があります。また、これにより生じた損害については、責任を負わないものとします。
- ・その他、施設の使用に関してこの要項に定めのないことについては、通常の施設使用の例によることとします。

12. 問合せ・提出先

〒031-0032 八戸市三日町 11-1

八戸ポータルミュージアム 「マチニワイイベント支援事業係」

TEL：0178-22-8228 Fax：0178-22-8808

Mail：hacchi@city.hachinohe.aomori.jp

HP：machiniwa8.jp

◎申請までの手順は以下のとおりです

①下記のいずれかの方法で事前に使用申請
・貸館予約システム (fo.hacchi.jp/kashikan/) で使用申請。 ・八戸ポータルミュージアムインフォメーション窓口で使用申請。 ※備考欄に「マチニワイイベント支援事業申請」と記入してください。
②「マチニワイイベント支援事業実施申請書」に必要事項を記載し、メール、持参のいずれかの方法で提出 (使用申請後3日以内、イベント開始の20日前まで)
③結果通知
対象の場合 → 八戸まちなか広場使用料減免申請書を提出 → 使用料免除
対象外の場合 → 有料での使用 or 使用申請取消 を選択

◎マチニワイイベント支援事業の諸条件まとめ

申請者	八戸まちなか広場 マチニワの使用許可申請者
支援対象者	八戸市内で飲食・物販等を行う店舗又は事業所等を有し、恒常的な営業の実態がある方
対象イベント	八戸まちなか広場マチニワで開催される飲食・物販を主とするイベント 上記支援対象者3者以上で開催されるイベント
対象期間	令和4年5月28日(土)～令和5年3月31日(金)
支援内容	施設使用料及び設備器具等使用料の全額免除
使用期間上限	連続した3日間
申請に関する回数制限	申請者：制限なし 支援対象者：2回まで